

「『租税特別措置法に係る所得税の取扱いについて』の一部改正について」  
(法令解釈通達)の概要

租税特別措置法通達については、所得税法等の一部を改正する法律(令和5年法律第3号)等の施行により、租税特別措置法等の改正が行われたことに伴い、次のとおり改正するものです。

- 1 事業所得等の特例(措法10等)の改正に伴う整備  
事業所得等の特例の改正に伴い、租税特別措置法通達(法人税関係)の取扱いに準じた所要の整備を行う(措通(所)10の2~15共-3等)。
- 2 住宅借入金等特別控除関係(措法第41条等)の改正に伴う整備  
一の個人の配偶者が他の個人の年齢19歳未満の扶養親族に該当する場合、これらの個人はいずれも配偶者又は年齢19歳未満の扶養親族を有するため、特例対象個人に該当することを明確化するなど所要の整備を行う(措通(所)41-29の2ほか)。
- 3 その他所要の整備  
上記のほか、所要の整備を行う。